

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○救急医療機関の申出事項の変更……………一

……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………一

### 規則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………一

### 公告

○当せん金付証券の発売委託……………(財務局主計部公債課)……………一

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………六

○特定非営利活動法人の仮認定……………(同)……………七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………八

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………八

### 雑報

○当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………九

……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………九

## 告示

### ●東京都告示第九百四十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。  
平成二十六年六月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 名称の変更

変更前 変更後 所在地 変更年月日

一般財団法人 独立行政法 港区高輪三丁目 平成二十六年四月一日

人船員保険 人地域医療 十番十一号

会せんぽ東 機能推進機 構東京高輪

京高輪病院 病院

一般財団法人 独立行政法 新宿区津久戸町 同右

人厚生年金 人地域医療 五番一号

事業振興団 機能推進機 構東京新宿

東京厚生年 メディカル センター

金病院

全国社会保 独立行政法 同 区百人町三

険協会連合 人地域医療 丁目二十二番一

会社会保険 機能推進機 構東京山手

中央総合病 構東京山手

院 メディカル センター

全国社会保 独立行政法 江東区亀戸九丁 同右

険協会連合 人地域医療 目十三番一号

会城東社会 機能推進機 構東京城東

保険病院 病院

全国社会保 独立行政法 大田区南蒲田二 同右

険協会連合 人地域医療 丁目十九番二号

会社会保険 機能推進機 構東京蒲田

蒲田総合病 医療センタ

## 規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年6月27日  
東京都公安委員会  
委員長 仁 田 陸 郎

### ●東京都公安委員会規則第11号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
別表第2中

一般国道 466号 世田谷区野毛から世田谷区野毛三丁目まで  
〔第三京浜道路〕

一般国道 466号 世田谷区野毛から世田谷区野毛三丁目まで  
〔第三京浜道路〕

一般国道 468号 八王子市南浅川町2905番1から八王子市南浅川町2637番3  
〔首都圏中央連絡自動車道〕

## 公告

附 則  
この規則は、平成26年6月28日から施行する。

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定め

られた日までに申請してください。

平成二十六年六月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百六十一回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成二十六年十月八日から同月二十一日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して八千七百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千十六万六千七百三十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して千六万円

九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百六十二回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十六年十月十五日から同月二十八日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千五百七十五万五千円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百五十万六千四百六十六円

八 その他発売経費 発売総額に対して千八百八十四万

九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百六十三回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 三百万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十六年十月二十二日から同年十一月四日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して二億七千二百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して五千四百十五万六千四百九十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して二千三百十六万円

九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百六十四回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十六年十月二十九日から同年十一月十一日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千五百十八万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百三十七万九千九百四十四円

八 その他発売経費 発売総額に対して千八百八十四万円

九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

のうち発売企画を除く全ての事務

のうちの発売総額に対して二千七百三十七万九千九百四十四円

のうちの発売総額に対して千八百八十四万円

のうちの発売総額に対して一億三千五百二十

六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	十一万円
七	売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百三十五万四千三百四十八円	
八	その他発売経費 発売総額に対して千八百八十四万円	
九	受託申請期限 平成二十六年七月十一日	
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	
一	名称 第二千二百六十七回東京都宝くじ	
二	発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚	
三	証券金額 一枚二百円	
四	発売期間 平成二十六年十二月十日から同月二十五日まで	
五	当せん金の総額 発売総額に対して二億二千四百八十七万五千円	
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千六百七十五千五百円	
八	その他発売経費 発売総額に対して三千百四十万円	
九	受託申請期限 平成二十六年七月十一日	
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	
一	名称 第二千二百六十八回東京都宝くじ	
二	発売総額及び枚数 十四億円 七百万枚	
三	証券金額 一枚二百円	
四	発売期間 平成二十六年十二月二十日から平成二十七年一月七日まで	
五	当せん金の総額 発売総額に対して六億四千四百九十万円	
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億二千五百六十七万八千四百十二円	
八	その他発売経費 発売総額に対して五千四百四万円	
九	受託申請期限 平成二十六年七月十一日	
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	
一	名称 第二千二百六十九回東京都宝くじ	
二	発売総額及び枚数 四億円 二百万枚	
三	証券金額 一枚二百円	
四	発売期間 平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年一月十三日まで	
五	当せん金の総額 発売総額に対して一億八千二百四十万円	
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千六百五十一万七千八百二十四円	
八	その他発売経費 発売総額に対して二千五百十二万円	
九	受託申請期限 平成二十六年七月十一日	
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	
一	名称 第二千二百七十回東京都宝くじ	
二	発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚	
三	証券金額 一枚百円	
四	発売期間 平成二十七年一月七日から同月二十日まで	
五	当せん金の総額 発売総額に対して一億九百四十万円	
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千五百十四万七千六百九十二円	
八	その他発売経費 発売総額に対して千二百五十七万五千円	
九	受託申請期限 平成二十六年七月十一日	
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	
一	名称 第二千二百七十一回東京都宝くじ	
二	発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚	
三	証券金額 一枚二百円	
四	発売期間 平成二十七年一月十四日から同月二十七日まで	
五	当せん金の総額 発売総額に対して二億二千五百四十万円	
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千四百八十六万四千七百七十二円	
八	その他発売経費 発売総額に対して千九百三十万円	
九	受託申請期限 平成二十六年七月十一日	
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券の他関係通達による。	

一 名称	第二千二百七十二回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千五百二十四万円	四 発売期間	平成二十七年一月二十八日から同年二月十日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚	一 名称	第二千二百七十二回東京都宝くじ		
二 発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	八 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	二億一千二百三十三万円	四 発売期間	平成二十七年一月二十八日から同年二月十日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十三回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。		
三 証券金額	一枚二百円	八 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	二億七千七百七十二円	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	二億二千五百四十万円	四 発売期間	平成二十七年二月三日から同月十七日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	五億円 二百五十万枚	一 名称	第二千二百七十四回東京都宝くじ	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日		
四 発売期間	平成二十七年一月二十八日から同年二月十日まで	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	二億七千七百七十二円	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	二億二千五百四十万円	四 発売期間	平成二十七年二月三日から同月十七日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十五回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	八 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。		
五 当せん金の総額	一億三千五百二十四万円	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千四百九十四万円	四 発売期間	平成二十七年二月十一日から同月二十四日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十七回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千四百九十四万円	四 発売期間	平成二十七年二月十一日から同月二十四日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十七回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千五百二十四万円
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	二億七千七百七十二円	四 発売期間	平成二十七年二月十一日から同月二十四日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十七回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千五百二十四万円	四 発売期間	平成二十七年二月二十五日から同年三月十日まで
八 その他発売経費	発売総額に対して千八百八十四万円	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十七回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千五百二十四万円	四 発売期間	平成二十七年二月二十五日から同年三月十日まで	三 証券金額	一枚二百円
九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一 名称	第二千二百七十七回東京都宝くじ	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九 受託申請期限	平成二十六年七月十一日	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額	一億三千五百二十四万円	四 発売期間	平成二十七年二月二十五日から同年三月十日まで	三 証券金額	一枚二百円	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚

<p>せん金支払手数料 万八百二十八円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千八百八十四万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千二百七十八回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成二十七年三月十四日から同月二十七日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千四百四十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千五百十三万三千九十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千九百三十万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人府中アスレティックフットボールクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 千葉 岳志</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市宮町三丁目十五番地の三 カーサ・アベニュー一〇三号室</p>	<p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 七百三十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千六万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十六年七月十一日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p> <p>申請について 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年六月二十七日 東京都知事 舩 添 要 一</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、「府中市民の誇りとなる総合型地域スポーツクラブ」の実現をミッションとして掲げ、地域住民に対して、①老若男女を問わず様々なスポーツ種目が生涯にわたって楽しめる環境の整備・提供、②子供たちの健全なる成長の手助け、③クラブの競技ピラミッドの頂点となる各種目のトップチーム・トップアスリートの育成・強化、④日本のスポーツ界をリードする優秀な指導者、審判員、トレーナー、クラブマネジャー等の育成、⑤スポーツ活動と関連のある文化・芸術活動の普及・推進の五項目に關する事業を行うことを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構</p> <p>三 代表者の氏名 奥田 碩</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることに鑑み、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ること</p>

とを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十八日
  - 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コミュニティネットワーク
  - 三 代表者の氏名  
宮尾 勝巳
  - 四 主たる事務所の所在地  
東京都多摩市山王下一丁目十一番地の二 ドミールハイツ一〇三
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害の有無や高齢に関わらず誰もが地域で共に生活できる社会を目指し必要な事業を行う。  
また、障害者が主体となつて様々な事業を展開する事で、障害者を取り巻く環境が少しでも改善する様に活動を行い、地域と福祉の発展に貢献することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)
- 
- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十八日
  - 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人たすけあい大田はせきんず
  - 三 代表者の氏名  
佐藤 悟

四 主たる事務所の所在地  
東京都大田区池上四丁目二十八番三号

五 定款に記載された目的  
この法人は、大田区とその周辺に住む住民に対して、家事援助、介護、送迎などの支援事業を行い、安心して暮らせる地域福祉社会を実現することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おひさま
- 三 代表者の氏名  
宮崎 廣信
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都板橋区大山金井町四十八番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、消費者生活上のあらゆる問題、離婚、ストーカー、家庭内・恋人間の暴力(DV)、学校でのいじめ・多重債務、住宅ローン問題、高齢者や若者を狙った悪徳商法・特殊詐欺、交通事故、不当解雇、職場でのいやがらせ、賃金不払い等の労働問題、うつ病、認知症、相続及び成年後見等日常生活から生ずる諸問題を抱える一般市民に対して、行政機関や各分野の専門家と連携しながら、円滑に解決する為の無料相談や情報提供及び専門家の無償紹介等をおして、制度の利用や援助を必要とする一般市民の権利と利益を守り、よって公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人司法過疎サポートネットワーク

三 代表者の氏名  
小海 範亮

- 四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区四谷三丁目二番地二 TRビル七階
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、司法過疎の状況にあるため、自らが当然に有する法的な権利の行使に著しい困難を伴う人々に対し、法的サービスの提供に関する事業を行い、もって権利の擁護に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請について
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
- 平成二十六年六月二十七日
- 東京都知事 舛 添 要 一
- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十八日
  - 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人建築文化継承機構

<p>三 代表者の氏名 仙田 満</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目三番十八号 JIA館</p> <p>五 定款に記載された目的 建築は歴史的な文化的生産物である。その建物のつくり上げる設計図等はそれをつくり上げられた時代、社会的背景の中で、建築家の創造力を反映するものである。それらは文化財として後世の人々に長く伝えられる必要がある。また建築は社会的な存在にあるがゆえに増築、改築され、使い続けられなければならない。建築が長命であることは地球環境に配慮する現代の建築設計、生産管理における大きな課題である。当法人は社会に対し、第一に建築家の設計図等を長く保存し、管理すること、第二に展示会や出版を通して後世に伝えること、第三に、建築家の設計した建物の原設計図書等を有効に活用し、長寿命化に寄与するための支援を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年六月二十七日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>		<p>一 名称 特定非営利活動法人青少年育成支援ネットワーク</p> <p>二 代表者の氏名 鎌田 素子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区成城七丁目三十四番十一号</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十六年六月十九日から平成二十九年六月十八日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十六年六月二十七日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 KITTE</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目七番二号</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人青少年育成支援ネットワーク</p> <p>二 代表者の氏名 鎌田 素子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区成城七丁目三十四番十一号</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十六年六月十九日から平成二十九年六月十八日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十六年六月二十七日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 KITTE</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目七番二号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人青少年育成支援ネットワーク</p> <p>二 代表者の氏名 鎌田 素子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区成城七丁目三十四番十一号</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十六年六月十九日から平成二十九年六月十八日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十六年六月二十七日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 KITTE</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目七番二号</p>	<p>三 設置者名 日本郵便株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区霞が関一丁目三番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 鍋倉 眞一</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 高橋 亨</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社鉄道会館ほか四十三名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社鉄道会館ほか四十三名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社郵便局物販サービスほか四名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 江東区辰巳三丁目七番二十六号 サンイースト辰巳(株式会社郵便局物販サービス)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 江東区東陽町四丁目一番十三号 東陽セントラルビル(株式会社郵便局物販サービス)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 向原 登志子(株式会社向原)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 渡邊 季穂(株式会社向原)ほか</p> <p>十四 変更日 平成二十六年五月八日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十六年六月九日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十六年六月二十七日から同年十月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二  
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を  
次のとおり指定した。

平成二十六年六月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
八九五二	株式会社 千代田設備	佐藤 信久	新潟県新潟市中央区下所島二丁目十七番三三	平成二十六年五月二十日
八九五三	井上住設サービス	井上 方多	八王子市越野十一番地三 ライラック・ヴィラ・コシノ一〇一号	同日
八九五四	株式会社 東光高岳	高津 浩明	江東区豊洲五丁目六番三十六号	同日
八九五五	倉田工業	倉田 俊宏	武蔵村山市大南三丁目百十四番地の五	同日
八九五六	西川設備	西川 順一	東久留米市金山町二丁目十五番三三	同日
八九五七	片山組	片山 祐輔	世田谷区宇奈根一丁目	同日
八九五八	エアコンプラント工業株式会社	三原 弘光	板橋区大山金井町四十三番八号	同日
八九五九	株式会社 Neox	高山 新	町田市高ヶ坂千二百六十三番地七	同日
八九六〇	高橋工業所	高橋 孝一	府中市西原町四丁目四十一番地の十	同日
八九六一	総合インテリアもりかわ	森川 正好	昭島市郷地町一丁目一番九号	同日
八九六二	株式会社 MUGENSHA	上田 一成	荒川区西尾久七丁目五十八番十四号	同日
八九六三	株式会社 シギハラ設備	鳴原 幸夫	大田区多摩川一丁目十二番二二	同日
八九六四	株式会社 優美設備	倉元 匡代	清瀬市中里二丁目千六百番地九	同日
八九六五	株式会社 フルヤ	古屋 修蔵	台東区浅草橋五丁目二番二二	同日
八九六六	株式会社 島田商店	島田 一郎	八王子市式分方町四百十番地	同日
八九六七	株式会社 ビーエム	齋藤 英二	千代田区外神田二丁目	同日
八九六八	株式会社 サービス	森 涉	足立区南花畑二丁目二十番十三号	同日
八九六九	株式会社 西工業	西村 秀作	埼玉県朝霞市幸町一丁目十二番八号	同日
八九七〇	有限会社 マルミ商事	石井 秀治	練馬区土支田一丁目三十六番七号	同日
八九七一	株式会社 城新	鈴木 徹	神奈川県横浜市神奈川区菅田町十五番地六	同日
八九七二	有限会社 笠原工務店	笠原 巽	神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目二十五番二十七号	同日
八九七三	有限会社 松川電器	松川 暢男	神奈川県横浜市西区中央二丁目三番十六号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日



雑報

四一八七	株式会社 三田設備	請川 年雄	大田区田園 調布二丁目 十一番十二 号	平成二十 六年四月 二十一日
六八四二	有限会社 一三三田	関山 春幸	町田市忠生 三丁目二十 五番十一号 三〇二	同月二十 五日
一五八〇	株式会社 東信設備	横田 光弘	練馬区小竹 町二丁目十 番七号	平成二十 六年五月 十三日
八二四三	志村設備	志村 知哉	神奈川県川 崎市宮前区 初山一丁目 二十四番十 号	同月十九 日
七六四九	株式会社 國分設備	橋本新一郎	小平市栄町 二丁目二十 四番二十五 号 アゼリ アガーデン D-1	同日
三〇八一	福田工務 店	福田 満	足立区竹の 塚六丁目十 一番十号	平成二十 六年五月 二十二日
三九七五	日沼設備	日沼 勇雄	西東京市田 無町一丁目 十番六号	同月二十 三日
六四〇五	シート設 備株式会社	國光 伸之	中央区日本 橋小伝馬町 十六番地八	同日
三六三	有限会社 小川水道 工業所	小川 眞樹	渋谷区本町 五丁目十二 番一号	平成二十 六年五月 三十一日

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 平成二十六年六月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛 添 要 一

第六百七十一回全国自治宝くじ

二十億円 千万枚

一枚二百円

平成二十六年十一月二十六日から同年十二月九  
日まで

発売総額に対して九億八千四百四十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
画を除く全ての事務

発売総額に対して一億八千二百二十四万三千五  
百二十円

発売総額に対して一億一千七百四十万円

平成二十六年七月十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
係通達による。

第六百七十二回全国自治宝くじ

二十五億円 千二百五十万枚

一枚二百円

平成二十七年一月十四日から同月二十七日まで  
 発売総額に対して十一億三千三百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
画を除く全ての事務

発売総額に対して二億三千二百一十一万二千八百円

発売総額に対して一億四千六百七十五万円

平成二十六年七月十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
係通達による。

第六百七十四回全国自治宝くじ

二十六億円 千三百万枚

一枚二百円

平成二十七年三月十一日から同月三十一日まで

発売総額及び枚数

証券金額

発売期間

名称

発売総額及び枚数

証券金額

発売期間

- 五 当せん金の総額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

発売総額に対して十一億七千八百三十二万円  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 発売総額に対して二億三千九百四十二万一千三  
 百十二円  
 発売総額に対して一億五千二百六十二万円  
 平成二十六年七月十一日  
 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関  
 係通達による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002

